

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長: 新屋敷 健
 email: BQE06513@nifty.ne.jp
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

目次	p.1-2 立命館大労働者代表選挙	p.2-3 労働契約法の問題点
	p.3-4 組合員の声	p.4 カンパのお願い

立命館大学の労働者代表選挙で

非常勤講師組合は **遠藤礼子** さんを支援します！

労働者代表とは？

大学は従業員(教員や職員)の労働条件などを定める就業規則を作成して労働基準監督署に提出しなければなりません、その際に労働者代表の意見を聴取しなければなりません。また残業などを定める労使協定は労働者代表との合意が必要です。つまり、力関係からいって立場の弱い労働者が一方的に不利益を被らないように、労働基準法で、労働者代表の意見を聞き、合意しなければならないと定めて、労使の関係を対等に保つようにしているのです。

労働者代表選挙とは？

労働者代表は、従業員全員(非正規を含む)の過半数を組織する組合があればそこから選ぶことができますが、そのような組合が存在しない場合には、選挙などの民主的な方法で選出しなければなりません。それが労働者代表選挙です。

だれが投票できる？

非常勤講師はもちろんのこと、有期雇用の教職員、正規職員、専任教員、つまり学校法人立命館と雇用関係にある教職員はすべて、この労働者代表選挙の有権者です。

なぜ遠藤礼子さんを応援している？

彼女がこれまで非常勤講師組合の副委員長として、現在はゼネラルユニオンの副委員長として、非常勤講師をはじめとする有期雇用教職員の権利擁護や労働条件改善のために闘ってきたからです。非常勤講師の労働条件を改悪させないためにも、非常勤講師の立場に立って物言う労働者代表が必要です。ぜひ皆様のご支援をお願いします。昨年の選挙では非常勤講師の投票率が低かったため、今年是非常勤講師の力で、遠藤さんを代表にしましょう。

どこで投票する？

あなたの出講簿がある学部事務室で職員に「労働者代表選挙の投票をしたい」と告げてください。担当の職員が投票の手配をしてくれます。投票期間は12月3日～14日です。

遠藤礼子さんからのメッセージ

今年も、立命館大学で、労働者代表選挙が行われます。

立命館大学では、昨年、はじめて、投票による選挙が行われましたが、周知徹底が充分でなかったため、多くの非常勤講師は、投票に参加していません。

目下、学校法人立命館は、非常勤講師を含む、すべての労働者を対象とした就業規則の改定作業を行っていますが、その内容にも、方法にも、大きな問題があり、そもそも、非常勤講師には、改定を行おうとしているという事実すら知らされていません。またあわせて懲戒手続規定の制定作業も進んでいますが、こちらもまた、特に公正と透明性の確保という点で、非常に問題の多い内容です。非常勤講師も、懲戒の対象となり得ますが、この規定についても、全く知らされていません。

このような動きの中で、立命館大学で働く非常勤講師のみなさんには、この選挙に、ぜひ、関心を持っていただき、投票に参加していただき

たいと思います。

私は、このたび、立命館大学衣笠キャンパスの労働者代表選挙に、立候補しました。私は、2000年から、立命館大学でイタリア語の非常勤講師をしていますが、その間、非常勤講師組合やゼネラルユニオンの役員もしてきました。どの大学でも、非常勤講師の労働条件が悪く不安定であるのは同じですが、立命館大学での、トラブルの量が多さと悪質さは突出しています。当然ながら、労働者代表選挙で、すべての問題が解決するわけではありませんが、この選挙を通して、問題を提起し、労働環境の改善に貢献したいと考えています。

私が、労働者代表に選出されれば、意見書を書く際や、協定を結ぶ際に、対象者の意見をできるだけ多く聴いて、作成します。また、すべての非正規労働者と正規労働者の権利を守り、獲得するために行動します。

非常勤講師のみなさん、ぜひ、選挙に参加してください。

「労働契約法」の問題点

「労働契約法」は、自民、公明、民主の3党の合意により11月8日に衆議院を通過し、11月29日に参議院本会議で可決、成立しました。この法律の成立によって私たち非常勤講師の労働条件が、大学側が一方的に作成した就業規則によって不利益変更が可能なものになります。

今回成立した「労働契約法」の問題点は労働者保護という観点で極めて弱く、使用者の

意思を労働者に一方的に押し付ける内容となっている点です。それは労働契約と就業規則との関係に端的に表れています。法案の7条で労働契約を締結する場合、使用者が合理的な就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとなつていきます。また10条でも使用者が就業規則の変更によって労働条件を変更する場合、合理的

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

な就業規則の変更ならば、労働条件を変更しうる内容になっています。

現行の労基法では使用者は就業規則を作成し、これを労基署に届け出なければなりません。その際に労働者代表の意見を聴取する義務があります。

本来、労働条件は使用者と労働組合などが

団体交渉や協議などで合意して決めるべきものです。「労働契約法」によって使用者側が一方的に作成した就業規則によって労働条件が変更可能になれば使用者がやりたい放題ということになれかねません。このような法律は、ただちに改正し労働者保護が明確な労働契約法にすべきです。(文責・江尻)

< 組合員の声 >

労働者派遣法の趣旨から見た非常勤講師の専任化の論理

組合員 仲野(菊地)組子

いわずと知れたことだが、専任と非常勤の格差・差別はものすごいものがあり均等待遇は非常勤の悲願である。とりわけ惨めな姿を呈するのは、非常勤講師として採用されるときは業績審査をしておきながら、その担当科目に専任を採用するときは、長年担当してきた非常勤講師を「ポイ捨て」することだ。

元来日本では、ある職務に対して有期雇用をとる理由(その科目はなぜ専任はなく、非常勤にするのかの理由)がなく、正規・契約・パートの雇用は雇い主の自由裁量に任せられている。しかし昨今、社会問題になっている「偽装請負の直接雇用化(同一業務に最大3年以上就労した職務には、派遣先が派遣労働者に直接雇用を申し込む義務がある)」を考えると、このルールの趣旨は、派遣という雇用形態は一時的・臨時的なものなので、長期にわたる職務には不適切だということである。しかし現実には派遣先企業は直接雇用にしても最長2年あまりの有期雇用にしてしまうため、期限の定めのない正規雇用にせよと言う

声は非常に強い。11月20日の労組や国会議員で作る院内集会(派遣法改正に向けての組織)でも一番の要求とされている。

雇用形態について、企業においてその職務にその雇用形態をとる理由が法律で明示されていない中で、今のところ派遣のこの理由が、日本では唯一の理由であろう。この趣旨に沿えば、大学の科目として欠くことの出来ない科目に非常勤講師を使っている場合は、もはや「非常」ではなく「常態」であるので、その科目には正規雇用つまり専任を就けるべきである。

さらに、派遣法では派遣期間制限のない26業種であっても3年以上派遣労働者を使っている場合、新たに派遣先が労働者を採用するときは従来その職務に就いていた派遣労働者を採用しなければならない(*厚生労働省発行『労働者派遣事業を適正に実施するために』2005年発行 p.36)ので、この線に沿えば、その科目で専任募集される場合は、従来その科目を担当していた非常勤講師が採用される

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

べきである。

*(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/manual/index.htm>)

冬期カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて4年目になりました。今年度から組合の体制を強化するために大私教に組合本部を置きパート専従が週2回勤務しています。このこともあって、組合員も増え、非常勤講師の労働相談件数も昨年度に較べ倍増しています。

今後、組合活動をさらに強化していくためには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。(振替口座は下記と同じ)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の95%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に			組合員として加入します	賛助会員として加入します
氏名		氏名のフリガナ		
住所(-)				
Tel		Fax		Email
専門分野			担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)				

組合費: 10000 円 / 年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円 / 年)

賛助会費: 1 口 1000 円 / 年 (3 口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201 (江尻) 月の午後、木の午後 メール: sodan@hijokin.org (随時)